

# 農林漁業セーフティネット資金の概要

## 【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

### 1. 借入対象者

- ①認定農業者（※1）
  - ②主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるものまたは粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
  - ③認定新規就農者（※2）
  - ④集落営農組織
- （※1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町長の認定を受けた方をいいます。
- （※2）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町長の認定を受けた方をいいます。

### 2. 借入条件

#### （1）資金の用途

- ① 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合（※）に農林業者の経営の維持安定に必要な資金

（※）売上の減少（前期比10%以上）、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下または資材等（原油、飼料等）の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

#### （2）借入限度額 ①簿記記帳を行っている場合：年間経費の3/12 または粗収益の3/12 に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：600万円

#### （3）借入金利：最新の金利は農業制度資金のご案内をご覧ください。

#### （4）償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

### 3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫

### 4. 問い合わせ先

- 日本政策金融公庫福井支店（TEL：0776-33-2385）
- 福井県農林水産部生産振興課（TEL：0776-20-0427）
- 福井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-21-8207）
- 坂井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-81-3222）
- 奥越農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0779-65-1282）
- 丹南農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0778-23-4534）
- 嶺南振興局二州農林部（TEL：0770-22-5027）
- 嶺南振興局農業経営支援部（TEL：0770-56-2221）